



株式会社コンヴァノ

証券コード：6574



第12回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月27日（金）午前11時30分

場所 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビル5棟 1階

ネイルで世界を変える

ごあいさつ

株主・投資家の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は創業以来、「新しい価値の創造と機会の拡大」という不変の理念のもと、ネイルサービスを通じてあらゆる人々に新たなライフスタイルの価値を提供し、社会に貢献することを目指して企業活動を続けてまいりました。

2024年は、物価上昇や消費者行動の変化など、外部環境の不確実性が続く一年となりました。そのような中であっても、当社は「第2次中期経営計画」に基づく構造改革プロジェクトを着実に推進してまいりました。重点課題であったサービス従業員（ネイリスト）の採用強化、教育体制の見直し、集客施策の拡充に取り組んだ結果、一定の成果が表れつつあります。また、先行投資によって一時的に業績へ影響が生じたものの、持続的成長に向けた基盤の整備は着実に進展しております。特に、デジタル技術を活用したオペレーションの



高度化や、新たな出店戦略の検討など、攻めの姿勢を維持しながら、成長機会を確実に捉える体制づくりに注力しております。2025年は、これまでの取り組みを業績として確実に実を結ばせ、ネイル業界における圧倒的ナンバーワンを目指して、引き続き全社一丸となって企業価値の向上に邁進してまいります。

株主・投資家の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長

上四元 絢

電子提供措置の開始日 2025年6月5日
東京都渋谷区桜丘町22番14号

株式会社コンヴァノ
代表取締役 上四元 絢

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

【当社ウェブサイト】

<https://www.convano.com/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6574/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コンヴァノ」又は「コード」に当社証券コード「6574」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、議決権行使書用紙に賛、否のいずれかをご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前11時30分 (前回と開催時刻が異なりますのでご注意ください。)				
2 場 所	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルS棟 1階 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)				
3 会議の目的事項	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">報告事項</td> <td>第12期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 会計監査人選任の件 </td> </tr> </table>	報告事項	第12期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 会計監査人選任の件
報告事項	第12期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件				
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 会計監査人選任の件				

以上

- 電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 主要な事業内容 ② 主要な営業所 ③ 新株予約権に関する事項 ④ 会計監査人に関する事項 ⑤ 業務の適正を確保するための体制及び運用状況に関する事項 ⑥ 連結持分変動計算書 ⑦ 連結注記表 ⑧ 株主資本等変動計算書 ⑨ 個別注記表
なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.convano.com/>)

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、既存事業の拡大および新規事業展開に対応した柔軟かつ明確な経営基盤の構築を目的として、定款第2条（目的）の内容を全面的に見直すことといたしました。

また、資金調達の柔軟性確保および多様な投資家層の参入促進を図るため、定款第6条（発行可能株式総数）についても変更を行う必要があると判断いたしました。

つきましては、これらの定款変更についてご承認賜りたく、株主の皆様にご提案申し上げます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 美容サロンの運営及びフランチャイズ事業</p> <p>(2) 飲食店の運営及びフランチャイズ事業</p> <p>(3) 美容用品店及び食品小売店の運営及びフランチャイズ事業</p> <p>(4) ネイルスクールの運営及びフランチャイズ事業</p> <p>(5) ビジネススクールの運営及びフランチャイズ事業</p> <p>(6) 各種検定試験の実施、管理及び販売</p> <p>(7) 商品開発及び製造、販売</p> <p>(8) 機械器具の製造、加工、輸入及び販売</p> <p>(9) 化粧品の輸入及び販売</p> <p>(10) 雑貨の製造、加工及び販売</p>	<p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. ビューティー&ライフスタイル事業</u></p> <p><u>① ネイルサロン・美容サロン・エステティックサロン等の経営およびフランチャイズチェーンの展開</u></p> <p><u>② サロンの経営およびフランチャイズチェーンの展開</u></p> <p><u>③ 美容用品・化粧品・雑貨・食品等の小売、輸入、製造、販売および関連フランチャイズ事業</u></p> <p><u>④ 上記に関連するスクール（ネイルスクール・ビジネススクール等）の運営、各種検定試験の企画・実施</u></p> <p><u>⑤ 商品・サービスの企画、開発、OEM／ODM、製造、販売</u></p>

現行定款	変更案
<p>(11) 資材、商品の管理業務並びに商品の梱包及び発送の代行業務</p> <p>(12) プロダクトデザイン、DTPデザインの企画、制作及び販売</p> <p>(13) WEBサイトデザインの企画、制作及びマーケティング事業</p> <p>(14) メディアコンテンツの企画、デザイン及び制作</p> <p>(15) 広告業並びに広告デザイン業</p> <p>(16) 広告代理店業</p> <p>(17) サンプルング、デモンストレーション等の販売促進業務の請負</p> <p>(18) コンピューターシステムの開発</p> <p>(19) インターネットのネットワークを利用した各種システムの設計、開発、運用及保守</p> <p>(20) インターネットホームページの企画立案、開発、制作、管理及び運営</p> <p>(21) インターネットホームページ上の店舗の商品販売、申込、取次等の運営代行及びコンサルテーション</p> <p>(22) インターネットを利用した通信販売業務</p> <p>(23) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</p> <p>(24) 古物販売業</p> <p>(25) 請負業</p> <p>(26) 有料職業紹介業</p> <p>(27) 一般労働者派遣業</p> <p>(28) 特定労働者派遣業</p> <p>(29) 社員教育研修請負業</p>	<p>2. <u>IT・デジタルソリューション事業</u></p> <p>① <u>コンピュータシステム、クラウドサービス、インターネットを用いた各種プラットフォームの企画、開発、運用および保守</u></p> <p>② <u>AI・高性能計算向けデータセンターの企画、設置、運営およびそれに付随するインフラ構築・保守</u></p> <p>③ <u>WEBサイト/アプリケーションの企画、デザイン、制作、運営およびデジタルマーケティング・広告代理業務</u></p> <p>3. <u>ロジスティクス・アウトソーシング事業</u> <u>資材・商品の保管、梱包、発送、在庫管理、サンプルング等の販売促進業務請負および古物営業</u></p> <p>4. <u>人材・教育・イベント事業</u> <u>職業紹介、労働者派遣、社員研修、セミナー、カンファレンス、各種イベント・ハッカソン等の企画・運営</u></p> <p>5. <u>投資・アセットマネジメント事業</u></p> <p>① <u>自己資金およびファンド資金による国内外企業への投資、M&A、企業再編、事業再生・事業承継支援</u></p> <p>② <u>投資事業有限責任組合、投資法人、SPV等の組成・管理・運営</u></p> <p>③ <u>不動産・インフラ・再生可能エネルギー等への投資およびアセットマネジメント</u></p>

現行定款	変更案
<p>(30) 各種イベントの企画運営 (31) ベンチャー企業への投資及び出資 (32) 経営コンサルティング及び開業支援 (33) 有価証券の保有及び運用 (34) 不動産の売買、賃貸、管理及びその斡旋並びに仲介に関する業 (35) 前各号に付帯関連する事業</p>	<p>6. <u>Web 3・デジタルアセット事業</u> ① <u>ブロックチェーン基盤技術および関連ソリューションの研究、開発、提供</u> ② <u>暗号資産・セキュリティトークンの発行、売買、保管並びに関連サービス</u> ③ <u>NFT、DeFi、DAO等のプラットフォームの企画、開発、運営およびトークノミクス設計・スマートコントラクト監査</u></p> <p>7. <u>知的財産権の取得・管理・ライセンス特許、商標、著作権その他の知的財産権の取得、管理、譲渡、ライセンス並びに技術移転</u></p> <p>8. <u>前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p>

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は8,547,240株とする。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>17,339,840</u>株とする。</p>

取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

企業価値の向上と持続的な成長を支える経営体制の強化を目的として、新たな取締役1名の選任を行うとともに、引き続き当社の経営に貢献いただくべく、本総会終結の時をもって任期満了となる取締役5名のうち、4名の再任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	かみよつもと あや 上四元 絢	代表取締役社長	再任
2	よこやま しゅうへい 横山 周平	取締役副社長	再任
3	いたか つとむ 位高 力	取締役	再任
4	あずま もときよ 東 大陽	執行役員	新任
5	しらい まこと 白井 真	社外取締役	再任 社外 独立

候補者番号

1



かみよつもと あや
上四元 絢

再任

生年月日

1982年3月23日

所有する当社の株式数

2,600株

略歴、地位及び担当

2010年12月 旧 株式会社コンヴァノ（現 当社）入社
営業部・ファストネイル銀座店配属
2011年 5月 当社 営業部・ファストネイル大宮店 店長
2015年 3月 同 営業部 スーパーバイザー
2017年 1月 同 トレーニング部 グループリーダー
2019年 4月 同 管理部 グループリーダー
2022年 7月 同 経営企画室 グループリーダー
2022年11月 同 執行役員 営業部及び人材教育部管掌
2023年 6月 同代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の選任理由

上四元絢氏は、2010年に当社へ入社以来、店長、スーパーバイザーなど現場の要職を務め、その後、採用、内部監査、経営企画室などでグループリーダーを歴任し、当社の発展に大きく寄与してきました。現在は代表取締役として、ネイルビジネスでの豊富な経験と情熱、そして高い倫理観と強いリーダーシップを持ち合わせていることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2



よこやま しゅうへい
横山 周平

再任

生年月日

1984年8月7日

所有する当社の株式数

8,700株

略歴、地位及び担当

2006年 4月 株式会社アトリエはるか 入社
2007年12月 旧 株式会社コンヴァノ（現 当社）入社
2015年 4月 当社 執行役員営業部部長
2018年 6月 同 執行役員事業開発室室長
2019年 6月 同 取締役最高事業開発責任者 兼 商品・事業開発部部長
株式会社femedia 取締役
2020年 1月 当社 取締役最高執行責任者（COO）兼 店舗開発・FC事業部部長
2021年 5月 同 取締役最高執行責任者（COO）兼 第1営業部部長
2022年 6月 同 取締役副社長（現任）
株式会社femedia 代表取締役社長
同経営企画室室長
2023年 8月 同
2024年 4月 株式会社Convano consulting 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社Convano consulting 代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

横山周平氏は、当社の創業後もまもなくしてネイル事業の立ち上げに深く関わり、これまでファストネイルネイルシステムの開発と発展に成果を上げました。ネイル業界のみならず、美容業界全般における知見も豊富であり、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3



い た か つとむ
位高 力

再任

生年月日

1978年2月7日

所有する当社の株式数

3,000株

候補者番号

4



あびせ もと きよ
東 大陽

新任

生年月日

1982年12月6日

所有する当社の株式数

14,600株

略歴、地位及び担当

2004年11月 おいしい厨房（現（株）おいしい厨房）個人創業
2006年12月 同 代表取締役（現任）
2012年12月 株式会社SMIジャパン 代表取締役
2021年10月 株式会社Cathy Attractive 代表取締役
2024年2月 当社取締役事業推進部及び人事総務部管掌
2024年3月 当社取締役（現任）
2024年5月 株式会社シンクスヘルスケア 取締役（現任） M&Aテクノマージコンサルティング株式会社（現 虎ノ門キャピタル株式会社） 取締役（現任）
2025年2月 株式会社Convano consulting 取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社おいしい厨房 代表取締役

取締役候補者の選任理由

位高力氏は、情報システム領域のコンサルティング企業を経営し、これまで多くのクライアントに対してITインフラの設計構築、基幹システムの開発運用、業務システムの導入保守等のサービスを提供し、これらの領域に豊富な知見を有しております。また2023年より外部専門家として、当社のシステム領域の課題整理や改善策の策定を委託しておりました。第2次中期経営計画の実現のために、当社のITインフラ・DXの改革を進めるためにも、同氏が当社の取締役として適任であり、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

略歴、地位及び担当

2008年10月 株式会社NSD 入社
2014年 8月 株式会社コスパクリエーション 入社
2018年 5月 株式会社ビジョン・コンサルティング 入社
2020年12月 株式会社メディカルフロンティア 入社
2024年 3月 当社執行役員（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の選任理由

東大陽氏は、IT基盤の整備および法務リスクマネジメントの重要性が一層高まる中、システム設計、契約実務、業務委託スキームの構築・改善といった複数の領域を横断的に統括し、実務の第一線で改革を主導してまいりました。また、複数のM&A案件や不動産取引に携わるとともに、デジタル資産を中核とする次世代工コシステムへの先進的な投資にも早期から取り組むなど、投資分野においても豊富な経験と実績を有しております。

同氏を取締役に選任することにより、実務と経営の橋渡し役として取締役会の意思決定および実行力を一層強化するとともに、法務およびITを中核としたガバナンス体制の確立、ならびにデジタル資産等を含む投資事業のさらなる加速に資することを期待しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

5



しら い まこと
白井 真

再任 **社外** **独立**

生年月日

1976年9月22日

所有する当社の株式数

略歴、地位及び担当

2003年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）光和総合法律事務所入所
2008年 4月 財務省 関東財務局証券取引等監視官部門 証券検査官
2010年 4月 金融庁 証券取引等監視委員会事務局証券検査課 専門検査官
2012年 8月 弁護士再登録（第一東京弁護士会）光和総合法律事務所 パートナー（現任）
2016年 6月 ライト工業株式会社 社外取締役（現任）
2018年 1月 株式会社マネースクエアホールディングス（現 株式会社マネースクエアHD）社外取締役
2018年 7月 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役（現任）
2024年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

光和総合法律事務所 パートナー、ライト工業株式会社 社外取締役、株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

白井真氏は、弁護士としての長年の経験及び法律の専門家として豊富な知見を有しており、複数企業の社外取締役として会社経営に対し深い見識を有しております。同氏は企業法務全般に精通しており、当社グループの経営全般に対して、独立した立場から助言・提言をいただくことで、取締役会の監督機能をさらに強化できるものと判断いたしました。同氏は社外役員となること以外の方法で経営に関与経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年1か月となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白井真氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 同氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますので、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限定額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険料については全額会社が負担しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

企業価値の向上と持続的な成長を支える経営体制の強化を目的として、新たな監査役1名の選任とともに、引き続き当社の経営に貢献いただくべく、本総会終結の時をもって任期満了となる監査役2名の再任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	なかがわ のぶお 中川 信男	常勤監査役	再任	社外	独立
2	たちばな りゅうぞう 橘 隆造	社外監査役	再任	社外	独立
3	ありが ともや 有賀 知哉	社外取締役	新任	社外	独立

候補者番号

1



なか がわ のぶ お
中川 信男

再任 **社外** **独立**

生年月日

1948年11月3日

所有する当社の株式数

—

略歴、地位

1971年 4月 株式会社サンコー 入社
1988年 5月 株式会社ヤマニ三春屋 常務取締役
1997年 5月 株式会社ダイエーフォートエンタープライズ (現 株式会社プラザクリエイティストアーズ) 取締役
2006年 3月 株式会社モードツー 監査役
2015年 6月 当社 常勤社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況

—

社外監査役候補者の選任理由

中川信男氏は、上場会社の財務経理担当取締役としての多様な経験と幅広い見識に基づき、取締役会等において有益な意見を述べるとともに、社内の情報を積極的に収集し、監査役としての職務を適切に遂行されていることから、引き続き社外監査役候補者といたしました。

なお、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

候補者番号

2



たちばな りゅう ぞう
橋 隆造

再任 **社外** **独立**

生年月日

1991年1月22日

所有する当社の株式数

—

略歴、地位

2013年 2月 有限責任監査法人トーマツ 入社
2015年10月 公認会計士登録
2016年11月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ 入社
2021年 9月 合同会社 Corben 代表 (現任)
有限会社橋屋 代表取締役 (現任)
2022年 1月 税理士登録
2022年 2月 橋隆造税理士事務所 代表 (現任)
2023年10月 当社 社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況

合同会社 Corben 代表、有限会社橋屋 代表取締役、橋隆造税理士事務所 代表

社外監査役候補者の選任理由

橋隆造氏は、公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、コーポレートガバナンスの豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社グループの監査体制における一層の強化を図るため、有用な助言や提言が期待できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

なお、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年9か月となります。

候補者番号

3



ありがともや
有賀 知哉

新任 **社外** **独立**

生年月日
1974年8月12日

所有する当社の株式数
—

略歴、地位

1998年4月 (株)CRC総合研究所(現 伊藤忠テクノソリューションズ(株))入社
2006年1月 リッチフィールド税理士法人入社
2011年7月 有賀知哉税理士事務所代表(現任)
2022年9月 有賀行政書士事務所代表(現任)
2023年6月 当社社外監査役
2023年10月 当社社外取締役(現任)
2024年4月 株式会社Convano consulting 監査役(現任)
2024年5月 株式会社シンクスヘルスケア 監査役(現任)、M&Aテクノマージコンサルティング株式会社(現 虎ノ門キャピタル株式会社) 監査役(現任)

重要な兼職の状況

有賀知哉税理士事務所 代表、有賀行政書士事務所 代表

社外監査役候補者の選任理由

有賀知哉氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。税理士事務所の代表として培った知見に基づく視点から、当社グループに対する監査・助言を得られるものと期待し、社外監査役候補者といたしました。

なお、社外監査役としての在任期間は、2023年6月から2023年10月でした。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 各候補者は、社外監査役候補者であります。また、各候補者は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますので、当社は各候補者を独立役員として指定する予定であります。
4. 各候補者の選任が承認された場合、当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限定額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険料については全額会社が負担しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

会計監査人選任の件

1. 提案の理由

当社の会計監査人であるゼロス有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が永和監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人が有する高い専門性および独立性、厳格な品質管理体制に加え、当社の事業規模や業務内容に即した監査対応が期待されることなどを総合的に勘案し、適任であると判断したためです。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	永和監査法人
事 務 所	東京都中央区日本橋兜町5-1 兜町第1平和ビル4階
沿 革	2005年（平成17年） 東京都新宿区神楽坂に永和監査法人を設立。 2008年（平成20年） 業容拡大に伴い法人事務所を新宿区矢来町に移転。 2018年（平成30年） 業容拡大に伴い法人事務所を中央区日本橋兜町に移転。
概 要	パートナー 8名 公認会計士 31名 その他 6名 合計 45名 （2025年5月1日時点）

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、回復の兆しを見せながらも、国際情勢や資源価格の動向などにより、依然として先行きに不透明感が残る状況となりました。ネイル業界も同様に、価格改定や人材確保に苦慮する厳しい市況下が続いております。

このような環境の下、当社グループでは上期に採用戦略を強化し、下期には業務効率と生産性の向上を目指す施策を展開しました。新規スタッフの確保と定着を図る一方で、予約枠の最適化やメニュー構成の見直しにより、既存店舗の稼働率向上と顧客単価の改善を推進して参りました。

店舗戦略では、「ファストネイル プラス 大宮店」から「ファストネイル 大宮西口駅前店」、「ファストネイル プラス 横浜店」から「ファストネイル 横浜ANNEX店」、「ファストネイル アインズ&トルペ池袋西武店」から「ファストネイル 池袋東口駅前店」へのリニューアルオープンをはじめとした、ブランド刷新と立地見直しによる競争力強化を図りました。また、不採算店舗である「ファストネイル ロコ 国立店」「ファストネイル ジアウトレット 湘南平塚店」「ファストネイル 京都ポルタ店」「ファストネイル 福岡パルコ店」「ファストネイル ロコ 東大和店」を閉店するなど、収益性の改善にも努めました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上収益は3,241百万円（前連結会計年度比25.2%増）、営業利益は135百万円（前連結会計年度は59百万円の営業損失）、税引前利益は128百万円（前連結会計年度は70百万円の税引前損失）、親会社の所有者に帰属する当期利益は78百万円（前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期損失199百万円）となりました。

売上収益

3,241百万円

(前連結会計年度比 25.2 %増)

営業利益

135百万円

(前連結会計年度は59百万円の営業損失)

親会社の所有者に
帰属する当期利益

78百万円

(前連結会計年度は親会社の所有者に
帰属する当期損失199百万円)

セグメント別の業績は次のとおりであります。

ネイル事業	<主な事業内容> ネイルサロンの運営
--------------	------------------------------------

売上収益

(単位：百万円)

2,578

3,085

第11期

(2024年3月期)

第12期

(2025年3月期)

セグメント利益又はセグメント損失 (△) (単位：百万円)

9

△59

第11期
(2024年3月期)

第12期
(2025年3月期)

(店舗数)

ブランド名	地域	2024年 3月末	新規出店	統合・閉店	2025年 3月末
ファストネイル	関東	41 (1)	3	△2	42 (1)
	東海	6	—	—	6
	関西	6	—	△1	5
	中国	1	—	—	1
	九州	2	—	△1	1
	計	56 (1)	3	△4	55 (1)
ファストネイル・プラス	関東	3	—	△2	1
ファストネイル・ロコ	関東	3	—	△2	1
	東海	2 (2)	—	—	2 (2)
	関西	1 (1)	—	—	1 (1)
	九州	2 (2)	—	—	2 (2)
計	8 (5)	—	△2	6 (5)	
合 計		67 (6)	3	△8	62 (6)

(注) () 内はフランチャイズ店舗であり内数であります

(新規出店、移転・閉店)

年	月	内容
2024	4	ファストネイル プラス 大宮店を閉店し、7月にファストネイル 大宮西口駅前店としてリニューアルオープン
	//	ファストネイル プラス 横浜店を閉店し、9月にファストネイル 横浜ANNEX店としてリニューアルオープン
	7	ファスト ネイル アイズ&トルベ池袋西武店を移転し、ファストネイル 池袋東口駅前店として開店
	//	ファストネイル 大宮西口駅前店が開店
	8	ファストネイル ロコ 国立店を閉店
	9	ファストネイル 横浜ANNEX店が開店
	//	ファストネイル シ アウトレット 湘南平塚店が開店
	2025	1
//		ファストネイル 福岡パルコ店が閉店
2		ファストネイル ロコ 東大和店が閉店

(業績)

セグメント収益は3,085百万円（前連結会計年度比19.1%増）、セグメント利益は9百万円（前連結会計年度はセグメント損失59百万円）となりました。

2024年3月期までは「ネイル事業」と「メディア事業」を分離して開示していましたが、ネイル施術サービスとメディア運営との間で人材・マーケティング機能を一体的に活用する体制へ移行したため、両事業を統合し新たに「ネイル事業」として報告しております。

ヘルスケア事業

<主な事業内容>

医薬品等の輸入代行を中心とした医療関連サービス

売上収益

(単位：百万円)

(業績)

100

第12期
(2025年3月期)

当連結会計年度より連結対象となった株式会社シンクスヘルスケアの医療関連サービスを中心に、新たに「ヘルスケア事業」を設けました。

セグメント収益は100百万円、セグメント利益は78百万円となりました。

セグメント利益

(単位：百万円)

78

第12期
(2025年3月期)

インベストメント& アドバイザー事業

<主な事業内容>

投資およびM&Aファイナンシャルアドバイザー

売上収益

(単位：百万円)

55

第12期
(2025年3月期)

(業績)

虎ノ門キャピタル株式会社によるM&Aアドバイザー業務を独立区分として設置しました。当連結会計年度においては、M&Aアドバイザー業務に係る売上収益を計上しておりますが、案件ソーシングおよびファンド組成準備期間にあるため、インベストメント事業に起因する売上収益は計上しておりません。

セグメント収益は55百万円、セグメント利益は49百万円となりました。

セグメント利益

(単位：百万円)

49

第12期
(2025年3月期)

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規出店や移転に伴う店舗の内装工事などにより、総額9百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

① 当座貸越契約

当社は、取引銀行2行との間で貸越極度額合計350百万円の当座貸越契約を締結しております。
当連結会計年度末において、当該契約に基づく借入はありません。

② 金銭消費貸借契約

当社は、取引銀行2行との間で借入極度額合計250百万円の金銭消費貸借契約を締結しております。
当連結会計年度末において、当該契約に基づく借入の残高は158百万円であります。

③ 劣後特約付金銭消費貸借契約

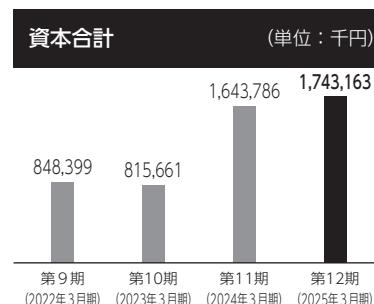
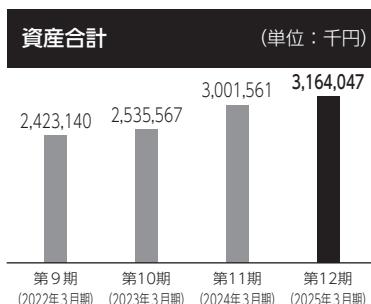
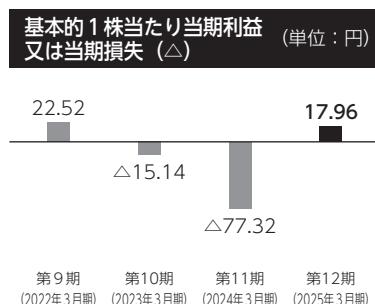
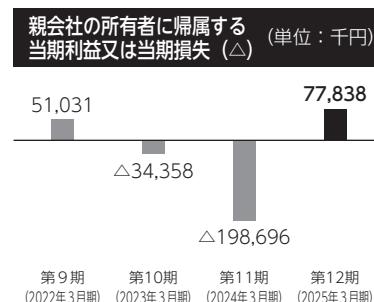
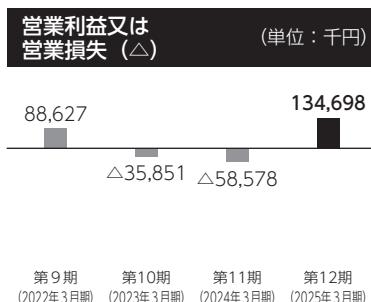
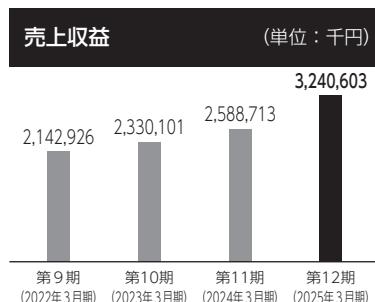
当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した財務基盤の中長期的な安定を図り、将来の業績拡大を見据えた事業展開を推進するため、2021年3月31日付で株式会社商工組合中央金庫と劣後特約付金銭消費貸借契約を締結し、200百万円の借入を実行しております。

④ 株式発行による資金調達

当連結会計年度において、株式の発行による資金調達は実施しておりません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

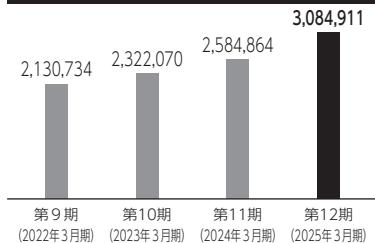


		第9期 (2022年3月期)	第10期 (2023年3月期)	第11期 (2024年3月期)	第12期 (2025年3月期) (当連結会計年度)
売上収益	(千円)	2,142,926	2,330,101	2,588,713	3,240,603
営業利益又は営業損失 (△)	(千円)	88,627	△35,851	△58,578	134,698
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失 (△)	(千円)	51,031	△34,358	△198,696	77,838
基本的1株当たり当期利益 又は当期損失 (△)	(円)	22.52	△15.14	△77.32	17.96
資産合計	(千円)	2,423,140	2,535,567	3,001,561	3,164,047
資本合計	(千円)	848,399	815,661	1,643,786	1,743,163

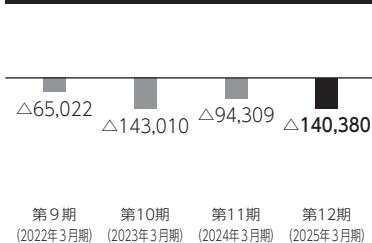
(注) 当社は、国際会計基準 (I F R S) に準拠して連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

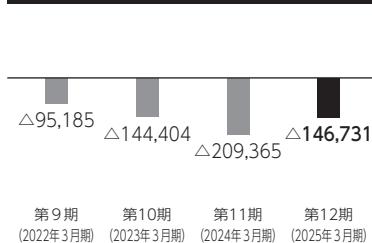
売上高 (単位：千円)



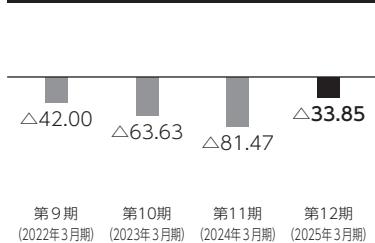
経常損失 (△) (単位：千円)



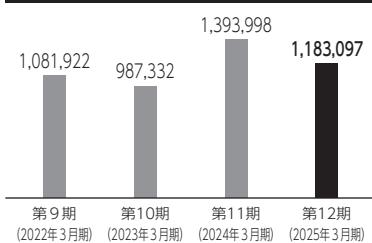
当期純損失 (△) (単位：千円)



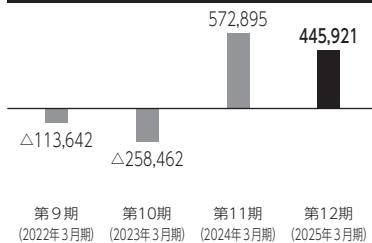
1株当たり当期純損失 (△) (単位：円)



総資産 (単位：千円)



純資産 (単位：千円)



		第9期 (2022年3月期)	第10期 (2023年3月期)	第11期 (2024年3月期)	第12期 (2025年3月期) (当事業年度)
売上高	(千円)	2,130,734	2,322,070	2,584,864	3,084,911
経常損失 (△)	(千円)	△65,022	△143,010	△94,309	△140,380
当期純損失 (△)	(千円)	△95,185	△144,404	△209,365	△146,731
1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△42.00	△63.63	△81.47	△33.85
総資産	(千円)	1,081,922	987,332	1,393,998	1,183,097
純資産	(千円)	△113,642	△258,462	572,895	445,921

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

① 既存店舗の再構築とブランド価値の再定義

出店から10年を経過する店舗が半数を超え、設備老朽化により顧客体験の質低下が顕在化しています。当面は新規出店を抑制し、収益性の高いフラグシップ店舗の確立と運営ノウハウの標準化を優先します。『FASTNAIL』ブランドの再定義と店舗デザイン・働く環境への投資を通じて、顧客・従業員双方に魅力ある体験を提供します。

② サービス価値とオペレーション体制の再設計

短時間・低価格モデルは一定成果を収めました。低単価や稼働率の低迷、ネイリスト不足が慢性的課題です。ターゲット顧客層の見直しや提案型オペレーションの強化、重要KPIの再定義とPDCAサイクルの徹底により、顧客満足度と単価向上を図ります。

③ ITインフラとデータ活用の強化

本社・店舗の業務システムおよびBIツール老朽化により、非効率や分析不足が顕在化しています。店舗業務と連携可能な基幹システム刷新とデータインフラ整備を推進し、業務効率化と迅速な意思決定を実現します。

④ マーケティングおよびCRM機能の強化

現行の外部プラットフォーム依存型集客では、当社ターゲット層とのマッチングに課題があり、ブランド毀損リスクも高まっています。自社アプリやLINE公式アカウントなどCRMツール強化、SNS・デジタル広告による自社集客チャネル拡充、カスタマーサポート体制強化を通じて、マーケティング戦略の再構築を図ります。

⑤ 採用・育成・人事制度の刷新

ネイリスト定着率向上は店舗稼働率・顧客満足度に直結する重要課題です。柔軟な働き方や報酬制度の見直し、生産性・顧客単価連動インセンティブ制度を設計します。教育カリキュラム再構築と研修施設拡充により、採用から育成・配属まで一貫した人材活躍体制を整備します。

⑥ 採用・育成・人事制度の刷新

医薬品・医療機器の輸入代行ビジネス拡大に伴い、薬機法・GDP/GMPガイドライン遵守と温度管理物流体制の強化が急務です。海外サプライヤー管理・院内物流オペレーションの自動化投資を推進し、急増する取扱数量に耐え得る品質保証システムを構築します。また、独占販売品目の拡充に合わせて販路を多角化し、リカーリング型契約比率を高めることで収益の安定化を図ります。

⑦ インベストメント&アドバイザー事業の案件パイプライン拡充とリスク管理

ロールアップ戦略を加速するため、ディールソーシングネットワークの拡大と専門人材確保が不可欠です。デューデリジェンス体制の高度化、投資ポートフォリオの集中度管理、外部投資家向けレポーティング強化により、リスクの可視化とパフォーマンスの安定化を図ります。さらに、ファンド組成スキームの多様化を進め、キャピタルゲイン回収スケジュールの平準化を目指します。

(6) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ネイル事業	433名 (9名)	12名増 (3名増)
ヘルスケア事業	10名	—
インベストメント&アドバイザリー事業	2名	—
合 計	445名 (9名)	21名減 (3名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、1日8時間換算による年間平均人数を()内に外数で記載しております。

ヘルスケア事業及びインベストメント&アドバイザリー事業は設立から1年未満であるため、前年との使用人の増減については記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
401名 (9名)	20名減 (3名増)	27.6才	3年5ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、1日8時間換算による年間平均人数を()内に外数で記載しております。

(7) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	200,000千円
株式会社みずほ銀行	95,000千円
株式会社りそな銀行	63,326千円

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

記載すべき事項はありません。

② 子会社及び孫会社の状況

会社名	出資比率	主な事業内容	備考
株式会社Convano consulting	100.0%	コンサルティング事業	—
株式会社シンクスヘルスケア	100.0%	ヘルスケア事業	株式会社Convano consultingを通じて完全所有
虎ノ門キャピタル株式会社	100.0%	投資及びM&Aファイナンシャルアドバイザー事業	

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 株式に関する事項 (議決権基準日2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,547,240株
(2) 発行済株式の総数 4,334,960株 (自己株式153株を含む)

(3) 株主数 410名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社NT	3,130,810	72.22
山下 奈津紀	200,800	4.63
川口 佑	198,400	4.57
日本美容・ヘルスケア成長投資1号組合	100,000	2.3
株式会社SBI証券	96,054	2.21
原 華織	57,500	1.32
三菱UFJ eスマート証券株式会社	44,000	1.01
松井証券株式会社	43,400	1
楽天証券株式会社	41,300	0.95
安本 匠	40,500	0.93

(注) 持株比率は、自己株式(153株)を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
上四元 絢	代表取締役社長	
横山 周平	取締役副社長	株式会社Convano consulting 代表取締役社長
位高 力	取締役	株式会社おいしい厨房 代表取締役
有賀 知哉	取締役	有賀知哉税理士事務所代表 有賀行政書士事務所代表
白井 真	取締役	光和総合法律事務所パートナー ライト工業株式会社 社外取締役 株式会社ヒットポイントジャパン 社外監査役
中川 信男	常勤監査役	
谷口 哲一	監査役	谷口法律事務所代表弁護士 信和株式会社 社外取締役監査等委員
橘 隆造	監査役	合同会社 Corben代表 有限会社橘屋 代表取締役 橘隆造税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役有賀知哉、取締役白井真は社外取締役であります。
2. 常勤監査役中川信男、監査役谷口哲一、監査役橘隆造は、社外監査役であります。
3. 取締役有賀知哉は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役白井真は、弁護士として、法的視点及び幅広い見識を有するものであります。
5. 常勤監査役中川信男は、上場会社の財務経理担当取締役経験者であり、財務及び会計の豊富な職務経験を有しております。
6. 監査役谷口哲一は、弁護士として、法的視点及び幅広い見識を有するものであります。
7. 監査役橘隆造は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、取締役有賀知哉、取締役白井真、常勤監査役中川信男、監査役谷口哲一、監査役橘隆造の各氏を、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年3月31日現在の執行役員の氏名・地位及び担当は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
藤本 光	執行役員 管理部部长
川口 佑	執行役員
東 大陽	執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条及び第37条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該契約により、被保険者が会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害につき、5億円を限度として填補することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。

(4) 事業年度中に退任した会社役員

本事業年度中に退任した会社役員はおりません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
	基本報酬	ストックオプション	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	45,100千円 (7,900千円)	— (—)	— (—)	— (—)	5名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	13,200千円 (13,200千円)	— (—)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	58,300千円 (21,100千円)	— (—)	— (—)	— (—)	8名 (5名)

(注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。

2. 当事業年度に係る業績連動報酬等の支給はありません。また、当事業年度において、当社は非金銭報酬等に関する制度を設けておりません。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

c. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模又は業種・業態に属する企業を参考として報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

d. 報酬等の決定の委任に関する方針

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

a. 取締役の金銭報酬

2017年6月28日開催の第4回定時株主総会において、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の総額を年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

b. 監査役の金銭報酬

2023年6月28日開催の第10回定時株主総会において、監査役の報酬の総額を年額2,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任

取締役会は、代表取締役社長上四元絢に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適しているためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当社と当該兼職先との関係
取締役	有賀知哉	有賀知哉税理士事務所代表 有賀行政書士事務所代表	特別の関係はありません。
取締役	白井 真	光和総合法律事務所 パートナー ライト工業株式会社 社外取締役 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役	特別の関係はありません。
監査役	谷口哲一	谷口法律事務所代表弁護士 信和株式会社 社外取締役監査等委員	特別の関係はありません。
監査役	橘 隆造	合同会社 Corben代表 有限会社橘屋 代表取締役 橘隆造税理士事務所代表	特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	有賀知哉	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。 主に税理士としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会計・税務に関する専門的な知見から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役	中川信男	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 主に上場会社において重要な役職を歴任した経験を活かし、適宜発言をしております。 また、常勤監査役として書類の閲覧や事業所の往査等を行い、業務及び財産の状況を調査するほか、取締役等の職務執行を監視、検証しております。
監査役	谷口哲一	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に法務・コンプライアンスに関する専門的な知見から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	橘 隆造	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士及び税理士としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会計・税務に関する専門的な知見から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	白井 真	2024年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。 主に弁護士としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に法務・コンプライアンスに関する専門的な知見から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	1,384,199
現金及び現金同等物	806,173
営業債権及びその他の債権	455,555
棚卸資産	61,351
未収法人所得税等	22,991
その他の流動資産	38,130
非流動資産	1,779,848
有形固定資産	85,629
使用権資産	354,667
のれん	650,260
無形資産	516,369
その他の金融資産	171,530
その他の非流動資産	1,393
資産合計	3,164,047

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	848,342
営業債務及びその他の債務	140,440
借入金	50,004
未払法人所得税等	47,928
リース負債	189,507
その他の流動負債	415,905
引当金	4,557
非流動負債	572,542
借入金	308,322
リース負債	157,284
その他の非流動負債	32,169
引当金	74,767
負債合計	1,420,884
(資本の部)	
親会社の所有者に帰属する持分	1,743,163
資本金	10,000
資本剰余金	571,433
利益剰余金	1,161,855
自己株式	△125
資本合計	1,743,163
負債及び資本合計	3,164,047

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	3,240,603
売 上 原 価	1,952,031
売 上 総 利 益	1,288,572
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,144,464
そ の 他 の 収 益	9,343
そ の 他 の 費 用	18,753
営 業 利 益	134,698
金 融 収 益	851
金 融 費 用	8,036
税 引 前 利 益	127,513
法 人 所 得 税 費 用	49,675
当 期 利 益	77,838
当 期 利 益 の 帰 属 親 会 社 の 所 有 者	77,838
当 期 利 益	77,838

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	995,170
現金及び預金	483,117
売掛金	188,558
商品	4,439
原材料及び貯蔵品	60,796
短期貸付金	200,000
前払費用	30,704
未収還付法人税等	22,991
その他	4,565
固定資産	188,301
(有形固定資産)	
建物附属設備	15,015
工具、器具及び備品	1,813
リース資産	135
(無形固定資産)	
商標権	2,393
ソフトウェア	29,750
(投資その他の資産)	
関係会社株式	1,010
敷金及び保証金	138,707
貸倒引当金	△ 523
資産合計	1,183,471

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	420,154
買掛金	13,633
1年内返済予定長期借入金	50,004
リース債務	97
未払金	89,878
未払費用	145,013
未払法人税等	81
未払消費税等	40,976
預り金	18,526
賞与引当金	61,917
その他	30
固定負債	317,022
長期借入金	308,322
リース債務	79
長期勤続給付引当金	5,082
その他	3,538
負債合計	737,176
(純資産の部)	
株主資本	417,025
資本金	10,000
資本剰余金	553,882
その他資本剰余金	553,882
利益剰余金	△ 146,731
その他利益剰余金	△ 146,731
繰越利益剰余金	△ 146,731
自己株式	△ 125
新株予約権	29,269
純資産合計	446,295
負債・純資産合計	1,183,471

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,084,911
売 上 原 価	2,001,958
売 上 総 利 益	1,082,953
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,226,498
営 業 利 益	△ 143,545
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,611
そ の 他	9,619
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,645
そ の 他	2,420
経 常 利 益	△ 140,380
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,211
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	36
減 損 損 失	2,730
税 引 前 当 期 純 利 益	△ 141,935
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,796
当 期 純 利 益	△ 146,731

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社コンヴァノ
取締役会 御中

ゼロス有限責任監査法人	
東京都千代田区	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本 慎一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 泰一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 州

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンヴァノの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社コンヴァノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社コンヴァノ
取締役会 御中

ゼロス有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 慎一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 泰一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 州

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンヴァノの2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会 監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業店舗の業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役から定期的に事業の報告を受けました。
 - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ゼロス有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 連結計算書類の監査結果
会計監査人ゼロス有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月3日

株式会社コンヴァノ 監査役会
常勤監査役 中川信男 ㊞
(社外監査役)
社外監査役 谷口哲一 ㊞
社外監査役 橋隆造 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図



会場

東京都渋谷区桜丘町22番14号
N.E.S.ビルS棟 1階

アクセス

JR・各線「渋谷」駅 西口より
徒歩10分

※株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



本社所在地：
東京都渋谷区桜丘町22番14号
N.E.S.ビルS棟 地下3階